

ご 案 内

送信日: 2024年4月1日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 専務理事 前川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

TEL:

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

令和5年度補正予算SS等の地域配送拠点に おける災害対応能力強化事業に係る申請用手続き書の修正について

いつも石油組合活動にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

(一社) 全国石油協会より補助申請に係る、別添の修正通知がありましたので

ご案内いたします。

2024年4月1日

都道府県石油組合 各位

一般社団法人 全国石油協会

令和5年度補正予算SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業
に係る申請用手引書等の修正について

昨日、標記事業のホームページの掲載につきまして、ご迷惑をお掛けしております。申請手引書及び交付申請書等につきまして、下記の修正を行いました。ダウンロード済みの各位には、修正したヶ所についてご確認願います。

ダウンロード済みの組合員の方にも修正した旨お伝えいただければ幸いです。

記

○SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業

1. 申請用手引書(自家発電設備以外の設備)

・変更内容:

①申請者資格要件の「BCP策定済み」の変更

誤: 1.申請者資格の(2)小口燃料配送拠点若しくは配送拠点は「BCP策定済み」提出不要としていた。

↓

正: 1.申請者資格の(2)小口燃料配送拠点若しくは配送拠点は「BCP策定済み」提出必要とした。

②申請時に必要な書類

誤: BCP策定済みSS、BCP策定済み油槽所で申請する場合(提出必要)

↓

正: 事業により記載表現が異なりますが、「BCP策定済みであることが判る書類写し」

中核SS及び住民拠点SSのみ提出不要となり、その他の申請資格者は提出必要

・対象事業: 以下の事業名称の後の()は、申請者資格要件、【】は、申請時に必要な書類のそれぞれ修正箇所の該当頁を表します。

(1) 燃料貯蔵タンク等の大型化事業 (P14)【P25⑬】

(2) 燃料貯蔵タンク等の修繕事業

A. 地上タンク等の修繕工事 (P32)【P37⑧】

B. 漏えい防止事業 (P41)【修正なし】

(4) 緊急配送用ローリー整備事業 (P78)【P83⑩】

※上緊急配送用ローリー整備事業の「交付に必要な書類」(P83)の⑯、⑰及び⑱の順番を変更しました。

2. ホームページに掲載している「申請管理シート(記入例)」に緊急配送用ローリーが2台分で「○」が付しており、1社1台のルールに基づき差し替えしております。

3. 申請時の様式類の「(2)燃料貯蔵タンクの修繕事業」のダウンロードファイルに現場組織表が掲載していなかったため、掲載しました。

4. 申請用手引書(自家発電設備の入換等事業)

①(1)申請者資格

誤:P3の「申請者資格の1)」

・中核SS、・住民拠点SS、・BCP(事業継続計画)策定済みSS



正:P3の「申請者資格の1)」

・中核SS

②P3の「申請者資格の2)」

2)下記補助金利用業者に該当する小口燃料配送拠点または配送拠点を運営する揮発油販売業者または石油販売業者



2)削除

小口配送拠点は油槽所で対応

③P8⑦の「交付申請時に必要な書類」

誤:BCP策定済みであることが分かる書類【「BCP策定済み」とは、P3 1)の*を参照】

※住民拠点SS及び中核SSの申請は、提出不要



正:BCP策定済みであることが分かる書類【「BCP策定済み」とは、P3 2)の*を参照】

※中核SSの申請は、提出不要

④交付申請書の設置給油所欄の該当する申請要件の変更

誤:①中核SS ②住民拠点SS ③BCP策定済み



正:①中核SS ②住民拠点SS ③BCP策定済み

なお、申請書の欄外に「※:該当する申請要件の「BCP策定済み」は、小口燃料配送拠点、油槽所及び石油組合が対象となります。」と加筆しています。

以上
(担当:環境・経営支援部)